

つくば市監査公表第6号

平成28年11月17日

つくば市監査委員 山内 豊

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 金子 和雄

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第2 監査等の実施期間

平成28年6月29日から平成28年9月29日まで

第3 監査の対象

所管課 福祉部 社会福祉課

補助団体 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

第4 監査の範囲

平成27年度につくば市が交付した補助対象事業の運営状況，その他の事務の執行状況

第5 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては，次の事項を主な着眼点とし，関係帳簿・関係資料を調査するとともに，所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は，要綱，予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは，条例，規則，要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的，交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用，会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備，記帳は適正に行われているか。

第6 補助金の概要

1 補助金の名称

つくば市社会福祉事業費補助金

2 補助金の交付目的

市と連携し，地域におけるきめ細かな福祉活動の支援を行うことで，地域福祉の充実を図ることを目的とする。

3 補助対象経費

- (1) 協議会の職員に係る次の経費

ア 給料 イ 管理職手当 ウ 扶養手当 エ 期末手当 オ 勤勉手当
カ 通勤手当 キ 住居手当 ク 地域手当 ケ 退職手当 コ 法定福利費

(2) 協議会の常勤の副会長又は常務理事に係る次の経費

ア 給料 イ 通勤手当 ウ 法定福利費

但し、(1)については、協議会が行う介護保険自主事業に係るものやつくば市から受託した事業（指定管理者としての管理を含む。）のものは除く。

(2)については、もっとも経費が大きい者1人分のみとする。

4 補助金額

145,849,089円

第7 補助団体の概要

- 1 名称 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
- 2 所在地 つくば市筑穂1丁目10番地4
- 3 沿革 平成2年6月25日 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会設立
- 4 執行体制（平成27年度）

(1) 役員

理事20名，監事2名，評議員41名，

(2) 事務局

事務局長（派遣職員）1名，正規職員33名

第8 監査の結果

監査の結果，要望事項を除き，補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。なお，監査の過程において，口頭で注意した事項については，速やかに対応されたい。

【要望事項】

1 所管課

来年度の社会福祉法人制度の改革に向け、所管課と社会福祉協議会と相互に情報共有を図り、適切な対応をされたい。

2 補助団体

独自財源の一つである会費収入確保のため、事業活動のPRに工夫を加えるなど、会費収入の増加に向けて引き続き努力されたい。

また、来年度の社会福祉法人制度の改革に向け、市の所管課ともよく相談の上適切に対応されたい。